高知県大学生等就職支援事業（交通費補助）　実施要領

（目的）

第１条　この要領は、県内企業の人材確保の促進の支援を目的として、高知県大学生等就職支援事業（以下「本事業」という。）において、県外学生等が県内で就職活動等を行う際に県外の住所地から県内の目的地までの移動に要した経費の一部を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）「県外学生等」とは、高知県以外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等をいう。以下同じ。）に在籍し高知県以外に居住する者、または、県内外の大学等を卒業してから３年以内の者で、高知県以外に居住する者をいう。

（２）「県内企業等」とは、次に掲げるものをいう。

ア　高知県内に主たる事業所を有する企業及びその他の法人

イ　県内勤務限定で採用を行う県外に主たる事業所を有する企業及びその他の法人

（３）「就職活動等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、公務員の就職活動に関するものは除く。

ア　県内企業等が参加する県内で行われる合同企業説明会等の就職活動関連イベント

イ　県内企業等が県内で実施するインターンシップ・仕事体験、個別企業説明会、採用面接等

（補助対象等）

第３条　補助対象は、令和８年４月１日（水）から令和９年３月 10 日（水）の間に行われる就職活動等で、当該期間内に補助金の額を確定できたものに限る。ただし、期間終了前であっても、予算の上限額に達した場合、本事業は終了となる。

（補助対象者、補助対象経費及び補助限度額等）

第４条　補助対象者、補助対象経費及び補助限度額等は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（事業実施方法）

第５条　本事業の申請受付から補助金の支払までの業務は、県からの委託により実施するものとし、受託事業者は、事務局を設置して業務を行うものとする。

（補助金の申請手続）

第６条　補助を受けようとする者は、就職活動等が終了した日から 30 日を経過する日又は就職活動等が終了した日の属する年度の３月 10 日のいずれか早い日までに、次の（１）から（５）に掲げる書類を事務局に提出し、次条に規定する補助金の額の確定の通知を受けなければならない。

（１）補助申請書（別記様式１）

（２）訪問確認票（別記様式２）

（３）交通費等の金額を証明する領収書等

（４）振込先銀行口座（本人名義に限る）の通帳の写し

（５）学生証又は卒業を証明する書類（卒業証書等）の写し

（補助の決定及び補助金額の確定）

第７条　受託事業者は、前条の規定による補助の申請を受理したときは、申請書類を審査し、適当であると認めたときは補助金の額を確定し、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとす

る。

（補助の条件）
第８条　補助を受けようとする者は、本要領の規定に従わなければならない。
２　別表第２に該当する者は、補助の対象としない。

（補助の決定の取消し及び返還）
第９条　知事は、申請者が次の各号のいずれか又は別表第２のいずれかに該当すると認めた場合は、補助の決定及び補助額の確定の有無にかかわらず、補助の決定の全部又は一部を取り消し、既に支払った補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
（１）この要領の規定に違反した場合
（２）法令若しくはこの要領の規定又は法令若しくはこの要領の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
（３）不正又は虚偽の申請により補助の決定を受けた場合
（４）本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

（情報の開示）
第10条　本事業に関して高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

（雑則）
第11条　この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則
１　この要領は、令和８年10月28日から施行し、令和８年11月１日から適用する。

２　改正後の要領は、令和８年11月１日以降の申請に適用し、令和８年10月31日以前の申請については、改正前の規定を適用する。

別表第１（第４条関係）

補助対象者 （以下を全て満たす者）	補助対象となる 就職活動等	補助対象経費 ※領収書等で確認できる経費のみ	補助限度額		補助回数
○県内企業等への就職を希望する県外学生等 ※就職後の勤務地が高知県内の事業所である企業に限る ○ 高知県産業政策課LINE公式アカウント「こうちみっけ帳」の会員登録を行っている者等	○県内で行われる合同企業説明会等の就職活動関連イベント ○県内企業等が県内で実施するインターンシップや個別企業説明会、採用面接 ※別記様式２「訪問確認票」が必要	（１）交通費 ○高速バス、空港連絡バス、路線バス ○鉄道の乗車券や急行券、特急券、指定席券 ○航空機 ○自動車を利用した場合の高速道路の利用料金 ○電車 ○旅客船 ※県外の居住地から県内の目的地までの間を移動するために要した往復の交通費（経済的かつ合理的であると認められる経路に限る） ※企業、大学等、地方自治体、その他の機関から同様の補助を受けている場合は、当該補助金等の額を本事業の補助金額から除外する 【対象外の経費】 ○公務員の就職関連活動に係る経費 ○取消料、キャンセル料 ○（鉄道）グリーン車利用料金 ○（航空機）国内線プレミアムシート ○（車両）燃料代、レンタル料　等	定額	別紙「各都道府県における補助金の上限額一覧表」のとおり ※実際にかかった交通費と上限額を比較して、少ない方の額を補助する	同一年度内に１人３回まで
		（２）宿泊費 県外学生等が、県内での就職活動等のために移動した際に、県内で宿泊する際に要した経費	定額	１泊当たり5,000円を上限とする。 （１回の申請につき宿泊施設１泊分のみ対象）	

別紙

各都道府県における補助金の上限額一覧表　　（単位：円）

	現住所地	補助額		現住所地	補助額
1	北海道	66,000	25	滋賀県	19,000
2	青森県	54,000	26	京都府	19,000
3	岩手県	44,000	27	大阪府	19,000
4	宮城県	54,000	28	兵庫県	19,000
5	秋田県	54,000	29	奈良県	19,000
6	山形県	44,000	30	和歌山県	19,000
7	福島県	44,000	31	鳥取県	10,000
8	茨城県	38,000	32	島根県	10,000
9	栃木県	38,000	33	岡山県	8,000
10	群馬県	38,000	34	広島県	8,000
11	埼玉県	33,000	35	山口県	13,000
12	千葉県	33,000	36	徳島県	3,000
13	東京都	33,000	37	香川県	3,000
14	神奈川県	33,000	38	愛媛県	3,000
15	新潟県	38,000	39	高知県	対象外
16	富山県	25,000	40	福岡県	28,000
17	石川県	25,000	41	佐賀県	28,000
18	福井県	25,000	42	長崎県	28,000
19	山梨県	38,000	43	熊本県	28,000
20	長野県	38,000	44	大分県	28,000
21	岐阜県	24,000	45	宮崎県	43,000
22	静岡県	38,000	46	鹿児島県	43,000
23	愛知県	24,000	47	沖縄県	52,000
24	三重県	24,000			

別表第２（第８条 - 第９条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。